

入札監理小委員会 第442回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第442回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成29年1月18日（水）17:22～18:53

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

○国家石油備蓄基地操業委託事業（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構）

2. その他

<出席者>

（委員）

尾花主査、浅羽副主査、辻専門委員、生島専門委員、川澤専門委員

（経済産業省 資源エネルギー庁）

資源・燃料部 石油精製備蓄課 西山課長、久田課長補佐

（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構）

資源備蓄本部 渡辺本部長・理事

資源備蓄本部 備蓄企画部 住谷部長、樋口担当審議役、塩見特命調査役

資源備蓄本部 石油備蓄部 横田部長

資源備蓄本部 石油備蓄部企画課 高橋課長

（事務局）

栗原参事官

○尾花主査 それでは、ただいまから第442回入札監理小委員会を開催します。

本日は、国家石油備蓄基地操業委託事業の実施要項（案）についての審議を行います。

最初に、国家石油備蓄基地操業委託事業の実施要項（案）について、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構資源備蓄本部、渡辺本部長・理事より説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いします。予定より20分ほど遅れてしまいましたので、申しわけございません。

○渡辺本部長・理事 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の渡辺でございます。

私どもの法人の正式名称は若干長めなものですから、英文名の略称のJOGMECと書いて、JOGMEC（ジョグメック）と自称するというをお許し願いたいと思います。

私の説明は、最初に国家石油備蓄基地の操業委託事業の概要と経緯についてご説明させていただいた後、本事業に係る次期業務委託の民間競争入札実施要項（案）についてご説明申し上げます。

説明時間、大変恐縮ですが、ご指示の15分を超えそうな感じでございまして、大変申しわけないんですけども、努めて簡潔に行うつもりでございますので、よろしく願いいたします。

まず、お手元の、後ろのほうにあります参考資料の1番という、この資料でございますけれども、これをご覧になってください。1枚紙でございます。これについて、まず説明させていただきます。

国は、石油の備蓄の確保等に関する法律等に基づきまして、3種類の石油備蓄制度を運用しております。1つ目は、上半分の左のほうに民間備蓄というのを示してございますが、これは石油会社等に備蓄の実施を義務づけているものでございます。

2つ目は、その下にあります産油国共同備蓄でございますけれども、これは国からの補助金によりまして、JOGMECが借り上げた民間タンクを産油国の国営石油会社に無償で貸与しまして、平時は輸送用に使用させ、緊急時には我が国の石油会社への優先売却をさせるというふうになっているものでございます。

そして3つ目が、国家備蓄でございます。国家備蓄の一部には、国が直接民間タンクを借りて実施している製品備蓄というのがございますけれども、そのほとんどは赤い点線で囲った部分、すなわち国がJOGMECに委託して管理している原油の備蓄でございます。その内訳が、全国10カ所の国家備蓄基地における備蓄とJOGMECが借り上げた民間タンクを利用した備蓄の2つに分かれてございます。この赤い点線で囲った部分について、

資料の下半分、左側に示したスキームによりまして国はJOGMECへ委託を行い、JOGMECはその一部である国家備蓄基地の具体的操業を一般競争入札により選定した民間の操業サービス会社8社に再委託をしてございます。この再委託の部分が、今回審議いただきます国家石油備蓄基地操業委託事業に当たるわけでございます。

なお、下半分の真ん中の右側に国からJOGMECが受託してございます統合管理9項目を示してございますけれども、このうち赤で示した国家石油備蓄基地施設維持管理の部分にこの事業が相当するところでございます。

本事業の内容については、要項（案）に詳細に記載してございますけれども、ごく簡単に申し上げますと、備蓄基地の運転業務、備蓄基地施設の保安全管理業務、基地における安全防災・環境保全業務の3分野と、それに附帯する業務から構成されております。

なお、国家備蓄基地は国有財産でございまして、そこにためている原油は国が所有する物品というふうになってございます。

次に、参考資料の2をご覧ください。これは契約状況の推移という資料でございますけれども、この資料には一般競争入札を導入した平成22年度以降の各契約の状況の推移を示してございますけれども、ここに至るまでの経緯についても若干説明させていただきたいというふうに思います。

国家備蓄事業が開始されたのは昭和53年でございますけれども、それ以降、当時の石油公団が国の承認を受けて国家備蓄基地の立地決定を順次行っておりました。そして、基地ごとに石油公団が70%、石油会社等が30%出資して国家石油備蓄会社8社を設立いたしました。これらの会社が石油公団の無利子融資を得て基地施設の設計、建設を行いました。こうして完成した備蓄基地は、それぞれ建設した国家石油備蓄会社の所有となりました。基地完成後、石油公団はこれらの国家石油備蓄会社と寄託契約を結びまして、自ら調達して所有する国家備蓄原油をこれらの基地施設に保管させたというのが一番最初のスキームでございます。

その後、平成13年12月に特殊法人等整理合理化計画が閣議決定されまして、翌年の平成14年7月に石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律が公布されたということでございます。これに伴いまして、平成16年2月までの間に、国家備蓄原油及び国家石油備蓄基地施設の国への所有権移転、これらの管理業務の国から石油公団への委託、この委託の一部でございます国家石油備蓄基地操業を石油公団から国家石油備蓄会社を民営化した操業サービス会社への再委託というふうな手続きが行われまして、平成16

年2月29日にJOGMECが設立されたのと同時に石油公団の権利義務の承継が行われました。これでほぼ現在の国家石油備蓄基地操業委託事業のスキームができ上がりましたがけれども、この時点では随意契約によって行われていたということでございます。

その後、さらに平成19年の12月に独立行政法人整理合理化計画が閣議決定されまして、国家備蓄基地操業委託契約への一般競争入札の導入を検討しなさいというふうにされましたので、これを受けまして、所要の検討を経て、この資料にありますとおり、平成21年度に第1回目の入札を行って、平成22年度から24年度を履行期間とする契約を履行し、現在においては、平成24年度の第2回目の入札に基づく平成25年度から平成29年度を履行期間とする契約を履行中でございます。

第1回目の入札におきましては、先ほど申し上げましたように、寄託契約の時代とか随意契約による委託契約の時代を経て、長年にわたり基地の設計、建設、操業を一貫して実施し、本事業を熟知している既存の操業サービス会社が一方で存在している中、いかにして新規参入者が参加可能な機会均等、公平・公正な競争環境を整備するかというような大きな課題がございました。このため、最小限の入札資格要件の設定、過去の操業実績に関する十分な情報等の開示、十分な入札準備期間の設定、十分な業務引き継ぎ期間の設定、対象契約の参照コスト及び参照実施計画を事前に開示し、これらに対する改善提案について競争させる方式の採用、複数年契約の採用、契約期間延長オプションの採用等のさまざまな工夫を加えて入札を実行いたしました。

しかしながら、第1回目の入札結果は、地下備蓄3基地を1単位、ほかの基地は1基地1単位とした合計8単位の入札対象に対して、それぞれ既存の操業サービス会社による1社入札でした。その後、直後に入札参加資格をクリアする26社のうち15社にヒアリングを行ったところ、不参加の理由として、従業員の確保が困難である、期待利益が少なすぎるという2つの意見がございました。これら2つの意見の対応として、私どもは、既存の操業サービス会社の従業員の移籍、引き継ぎとか、金銭的なインセンティブの導入等を含め、かなり広範な検討を行いました。残念ながら、結果としてその実現は極めて困難というのが結論でございました。

このため、第2回入札においては、これら以外の改善策として、入札参加資格の緩和、提出書類の簡素化、入札参加申請検討期間の延長、入札参加者への個別説明等を導入することをいたしました。

第2回目の入札をやりましたときには、1回目で加えておりました延長オプションを付

与された3社が担当する基地を除いた5基地について入札を行ったわけでございますけれども、それぞれ既存操業サービス会社の1社入札という結果は変わらなかったということでございます。

なお、1回目の入札で採用した契約期間延長オプションについては、競争入札による参加機会の増加ということとの関係が非常にバッティングするということもございまして、それを考慮して第2回入札では採用せず、第3回入札においても採用の予定はございません。

第2回目の入札の後、さらにこの時点で入札参加条件を緩和いたしましたので、その資格をクリアする37社のうち27社にヒアリングを行いました。このときの結果についても、依然として従業員確保は困難、期待利益は少ないという意見があったほか、入札準備期間や現地調査期間が短い、提出書類が多いというような意見がありました。

このヒアリング結果をもとに、私ども、外部専門家に依頼しつつ、さらなる改善について検討いたしまして、その結果で第3回目の入札に反映することを予定している改善策でございますけど、これをお手元の資料A-2の補足という資料、資料題名は、国家石油備蓄事業の第3回入札手続きのポイントという資料でございます。ここにまとめさせていただいております。

この資料に記載した内容については、説明時間の関係から、要項（案）のご説明の中で1つ1つ触れて説明させていただくようにしたいというふうに思います。

では、お手元の資料A-2でございますけど、要項（案）についてご説明させていただきます。

この要項（案）でございますけれども、これは先ほど途中で申し上げました、地下備蓄基地は3基地を1単位としまして、ほかの基地は1基地1単位としていますから、8単位ございまして、その1単位につき1つ、すなわち8種類、要項（案）をつくってございます。そのうち、時間の都合もございまして、福井国家石油備蓄基地に関する要項（案）を説明させていただきたいと思っております。

この要項（案）でございますけれども、第3回入札に向けた改善事項を加味して改定した、これは別添がいっぱいございまして、別添1の委託業務仕様書、別添2の標準契約約款、別添3の企画書作成ガイドライン、別添4の総合評価落札方式の評価基準方法、別添5-1、参照実施計画書、5-2、参照実施コスト積算書、5-3、実施状況資料集、これら別添でございますけれども、それ以外に予定しています入札公告とか入札説

明書の内容をもとにしまして、官民競争入札及び民間競争入札実施要項に係る指針等に従って作成したものでございます。以降、要点を説明させていただきます。

まず、通し番号でいきますと、下にございますが、5ページを開いていただきます。5ページの1. 1、対象サービスの詳細な内容でございますけれども、このすぐ後に本事業に関する位置づけ及び目的について記載させていただいております。

同じページの(1)の対象施設の概要には、この要項(案)の別紙に記載しております基地の施設配置図とか、施設設備に関する情報の要約を記載してございます。

次に、7ページでございますけれども、7ページの(2)業務の対象と業務内容、ここから21ページの1. 1. 2までの間には、別添1の業務委託仕様書の内容をそのまま記載してございます。

それから、21ページが一番下のところでございますが、1. 1. 2の業務引継ぎについては、これに関する別添2の標準契約約款の該当条文をそのまま記載しています。

次に、23ページの1. 2、サービスの質の設定でございますけれども、ここには達成すべき質、それから最低限満たすべき水準について記載してございますけれども、本事業の実施上、最も重要である安全性と機動性に関する重要事項については本文に表で特記してございまして、そのほか、別添5-1の参照実施計画書で示す詳細な性能品質基準も対象である旨、記載してございます。

それから、次の24ページの1. 3、創意工夫の発揮可能性の欄でございますけれども、ここには改善提案等の創意工夫を求めてございますけれども、それを含む企画書を提出することになってはいますが、この企画書が委託業務実施に当たり準拠すべき書類の1つであるというような、ちょっと回りくどいんですが、そういう旨、明記してございます。

それから、同じページの下1. 4、委託費の支払方法、26ページの1. 5、費用負担等に関するその他の留意事項等につきましては、別添2の標準契約約款の該当条件を記載してございます。

次、29ページをご覧いただきたいと思いますが、2. に実施期間に関する事項と書いてございます。そこに、実施期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日であること、それから、それに先立つ2.5カ月間でございますが、約3カ月の引き継ぎ期間等について記載してございます。引き継ぎ期間は、過去の入札において2カ月としてございますけれども、第3回目の入札では約3カ月というふうに延長するというようにしてございます。

それから、次の30ページでございますけれども、3の入札参加資格に関する事項については、主に入札公告とか入札説明会で記載予定の内容を記載してございます。ここでは、(10)に本事業特有の条件の記載がございます。このうち②は、1回目の入札において100万キロリットルとしてございましたけれども、第2回目の入札で10万キロへ緩和してございます。今10万キロということで記載されています。

同様に、③は、1回目の入札で積載重量10万トンとしてございましたが、2回目の入札で4.5万トンに緩和しています。これらについて、安全操業の観点から、第3回目以降において、さらなる緩和を行う予定は今のところございません。

それから、31ページの(14)でございます。入札参加グループでの入札については、第2回入札までに規定がなく、今回、第3回目に参加者増大を見込んで、こういう項目を入れたものでございます。

それから、32ページ目でございます。(1)として、入札の実施手続き及びスケジュール案を記載してございます。目標としまして、入札公告の日を平成29年4月3日月曜日に仮置きさせていただいてまして、これでいきますと、契約による委託業務開始の日は、一番下の平成30年4月1日というふうに予定してございます。

この間の続きと、その時期を表にまとめているわけでございます。ここでは、入札公告の日から企画書・入札書の提出期限までの期間を、第2回入札時は5カ月であったものを6カ月、1カ月でございますが、延長したということ。

それから、先ほど申し上げましたとおり、引き継ぎ期間を、従来2カ月だったものを3カ月に延長したということでございます。

次の33ページの上の②、提出書類でございますが、これには主に入札公告、入札説明書に記載予定の内容を記載したものでございます。

上の1)に一般競争入札参加申請書及び誓約書がございますが、そこには従来の記述に加えまして、1)の末尾に、複数の対象基地の入札に参加できるということを明記してございます。

それから、カ)及びキ)に、入札参加グループによる参加に関する事項を追加してございます。

また、下の2)、入札書のア)に、入札書に記載する入札金額は、別添5-1、参照実施計画書及び同別添5-2、参照実施コスト積算書に含まれる項目のうち、直接人件費、管理業務費、間接経費としておりまして、第2回入札まで対象としていた直接業務費を今回

は対象としないということとしております。これによって入札額の積算作業は大幅に削減されることが期待されまして、その効果によりまして、新規参入者の増加が期待されるところでございます。

なお、入札対象外の経費であります直接業務費については、別途、毎年度の実施計画の検討段階等において、仕様、金額等が確定した段階において、必要に応じて契約変更を行うということとしたいと思っております。

ここで、33ページの2)に、入札書は別添5-2、参照実施コスト積算書を参考に記載するという表現がございます。

あわせて、次のページの3)に、企画書は別添5-1、参照実施計画書の内容を参考に、その改善点を明確にした技術提案、性能品質計画、業務実施計画を記載することとしております。普通の委託契約や請負契約では、通常、発注者が詳細な仕様書や設計図面というものを提示しまして、入札参加者はそれらの入札図書をもとに積算等を行って入札に参加してくるということがございますけれども、このような一般的な方法を本事業に適用しますと、現行の操業サービス会社が圧倒的に有利になりまして、新規参入者の参加は事実上不可能になるということがございます。そこで、JOGMECが契約の対象となる向こう5年間の実施計画と実施コストを自ら作成いたしまして、それを形としては参照実施計画書と参照実施コスト積算書という形で開示いたしまして、入札参加者はこれらに対する改善提案を明確にした実施計画と、それに要する費用を提出し、その改善提案と改善の結果としての費用低減というのを競争の対象とすることで、競争の公平性を確保するというようにしてございます。この点が私どもの契約の眼目の1つでございます。

ただし、この改善提案の評価のためには、改善提案の実現可能性についてきちっと確認しなければいけないわけございまして、実現可能性の裏づけとしての技術力とか性能品質の担保能力等の確認になりますので、それらの情報もあわせて提出させて技術評価を行うということにしてございます。

36ページの5に、別添4、総合評価落札方式の評価基準の内容をここに記載してございます。今回は、従来の技術点に加えて、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に基づくワーク・ライフ・バランスへの取り組みに関する加点を追加してございます。

それから、ちょっと飛びますけれども、44ページの6でございまして。対象公共サービスに関する従来の状況の開示に関する事項でございますけれども、ここには別添5-1の参

照実施計画書、別添5-2の参照実施コスト積算書、別添5-3、実施状況資料集について開示する内容をまとめておるといことを記述しておりますし、それに加えて、個別説明とか現地説明について記述してございます。このうち現地説明については、第2回入札まで1基地1日と非常に短かったものを、今回、1基地最大5日というふうに拡大しております。

それから、45ページ以降の各項目における特記事項としては、まず50ページでございます。⑫契約の変更でございますけれども、ここに先ほど申し上げました入札の対象とならない経費の確定と契約変更についてどういうふうにやるかということについて、ここに記述しています。

その下の⑬、契約の解除でございますけれども、ここでは、従来、委託者、JOGMECの解除権が非常に強くて、契約としては片務的だったことについての改善といたしまして、この委託者が解除できるときの要件というのを個別に列挙いたしまして、解除事由を特定することによって緩和を図ったということでございます。

それから、53ページでございます。⑭でございますけれども、契約終了時の努力義務というのをここに掲げてございます。これは第2回目までの入札でも採用した事項でございますけれども、入札後のヒアリングにおいて従業員確保は困難だという意見がございましたけれども、この従業員確保に関して、JOGMECがとり得る最大の対応策として、既存の契約約款にこのような表現を記載してございます。現にいる操業サービス会社の職員でございますけれども、53ページ、⑭に、引き続いて委託業務に従事し得るよう、第4回入札での新たな受託者に要請し、第3回入札での新たな受託者はこれに協力するものとする、とございますけれども、今回の第3回目の入札においても、契約約款に書き込む内容でございます。第3回目の入札が終わった後に、その入札で落札した人を第3回入札での新たな受託者としているわけでございますけれども、第4回入札において、第3回入札での新たな受託者が負けまして、新たな受託者（第4回入札での新たな受託者）が業務を実施することとなった時に、JOGMECは、基地の操業に必要と判断した場合、既存の第3回入札での受託者の従業員が引き続いて本業務に従事し得るよう、第4回入札での新たな受託者に要請し、既存の第3回入札での受託者はそれに協力するという内容にしてございます。

それから、これらのほか、要項本文には明記されてございませんけれども、第3回入札におきましては、参照実施コスト積算書に記載する間接経費でございますけれども、これ

は既存の各基地の既存実績のうち最も低い間接経費を基準として設定するという事を考えてございまして、そのほかに詳細設備リストとか、詳細設備図面、個別工事支出実績、完成図書のような開示情報もより一層の充実化を図ることを検討してございます。その点、申し添えさせていただきます。

大幅に時間をオーバーして申し訳ございませんが、私からの説明は以上でございます。どうもありがとうございました。

○尾花主査 ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました実施要項（案）について、ご質問・ご意見のある委員はご発言願います。

○辻専門委員 ご説明、どうもありがとうございました。

資料A-2の17ページ目でございます。（3）以下を拝見しますと、「適切に」という文言がかなり頻繁に出てまいります。すみません、私、この資料をまだ全部見きれていないんですけれども、この「適切に実施」というのは、全体としては規範とか仕様書みたいなものがあって、それに照らして「適切に」という意味かなと今考えているんですけれども、何個も何個も「適切に」と書かれているわけなんです、この「適切に」の前提になる規範は、この資料のどこかに書かれているんでしょうか。

○渡辺本部長・理事 1つは、別添5-1、参照実施計画書の76ページに、性能品質基準及び参照業務要領というのがございまして、これをずっと見ていきますと、運転要領であるとか、品質管理要領とか、施設管理性能とかある中に、102ページと103ページでございますけれども、安全防災性能品質基準が書いてございまして、これが1つの安全防災に関する基準であると、この資料の中に特別に特記しているのは、これでございます。

そのほかに、この「適切に」という表現は、この事業がすぐれて消防法であるとか、石油コンビナート等災害防止法の細則に至るまで適用されているということと、それから、この文の中に、準拠すべき要項等の中として、事業者がつくる防災規程というのがございまして、これは正確に言いますと、事業者は所有者でございまして国であるはずなんです、本件につきましては、国から委託を受けている私どもJOGMECがそういう法律の上での事業者になりまして、事業者が防災規程とか、そういうものを策定することになってございまして、JOGMECの内規の中にそういう規程を設けてございまして、これに従ってやりなさいということを相手に示してございまして、総じてそういう基準等についての的確にやろうとした場合に、今ご指摘のあったような表現になっているということでございます。

○辻専門委員 JOGMECさんがつくっていらっしゃる各規程というのは、今回、この企画に関心を持って調べてみようと思ったときに、ネットとかで簡単に見れるんでしょうか。

○横田部長 ネットでは見れません。

○高橋課長 そこまでは開示しておりません。ホームページでは開示しておりませんので、こちら側の実施状況資料集、別添5-3になりますけれども、この57ページに規程・要領等を列記しまして、この規程類を入札参加希望者に開示するというようにしております。

○辻専門委員 ネットで公表できない何か保安上の理由とかがあるんでしょうか。

○渡辺本部長・理事 入札の流れからいきますと、一番最初に、ご審議いただいて承認を得た後でございますけれども、公告を出しまして、公告は当然ホームページで出します。そのときに開示する資料と、説明会のときに開示する資料と、その後、入札参加者が確定した段階で配る資料と分けてございまして、ここで言っている実施状況資料集そのものは一番最後のところで開示することになっているんです。ただ、今ご指摘にありましたように、この中のそういう部分について事前に開示はできないのかということについては、開示できるものもあると思いますので、一律にここに書いてあるから開示できないということではないと思います。それは検討させていただきたいと思っています。

○辻専門委員 わかりました。

それから、今の「適切に」という言葉と関連があるんですが、そもそも今回のこの事業に入札に参加できる能力があると考えられている会社というのは、何社ぐらいあるんでしょうか。

○渡辺本部長・理事 正確には、合併等もあって……。先ほどタンクの用量として10万キロリットル、タンカーの能力として4.5万トンというのが一番効いてくるところでございますけれども、それで計算しますと30……。

○横田部長 35です。

○渡辺本部長・理事 35で、今、そういう意味では、その中に石油大手もございまして、合併等とかいろいろありますので、若干数字は前後するかもしれませんが、今の段階では35社参加資格を持っているというふうに我々は思っています。

○辻専門委員 おそらく規模から見て、この業界の中でも大きな会社かなと推定するんですけれども、彼らの目線で見ると、今回の「適切に」という単語、それからJOGMECさんがこれから準備なさるであろう資料を見れば、どのようなレベルが求められているか

というのは、彼らの目線で見るとわかるものなんでしょうか。

○渡辺本部長・理事 私どものやっている仕事が、おそらくそうやって分類した人たちから見ますと、言ってみれば、全体の、例えば製油所を持っているところだと、その中のオフサイトという一部分に過ぎませんので、オンサイトでは非常に熱とか圧力を加えていろいろなものをつくっています。個別には、ローカリティーがありますから別ですけれども、そういう意味では、仕組みであるとか、関連規制であるとか、そういうものについては非常に熟知していますので、こういう表現でぴんとくるというふうに私どもは思っております。

○辻専門委員 ちなみに、今回の実施要項の案をつくるに当たって、こういう表現だったら大体空気感はわかりますよねみたいな、そういう事前の事実上の打ち合わせみたいなことは、その30社の方々とはしたことはあるんでしょうか。

○渡辺本部長・理事 特にすり合わせはしてございませんけれども、先ほど2回ほどやりました第1回目の入札直後のヒアリングとか、第2回目のヒアリングにおいて、先ほど言いましたような意見はございましたけれども、この資料の中身について、非常にわかりにくいとか、そういうところについては特段クレームといいますか、意見はございませんでした。

ただ、開示情報はどの程度まで開示したらいいのかということについては、開示が多ければ多いほどいいんだけど、ただし、私どもの立場からいきますと、その資料をつくるに当たって、既存の業者からもらわなければならない情報が結構ありますので、これは既存の業者のノウハウにも引かかるようなところもございまして、それである程度の限度までということかなというふうに思っておりまして、その点についても、参加資格のあるところからヒアリングをしたところでは、特段、クレームみたいなものはなかったということなので、この程度でいいのかなというふうに現時点では思っております。

○辻専門委員 わかりました。

もう1点、今、目についた点をお伺いしているんですけども、A-2の19ページ目のやや上のほう、エ) 関係官庁への対応支援という項目の中のA) に「助勢」という文言が使われてございます。その下には「補助」という文言が分かれてございます。多分、この「助勢」という単語はなかなか日常であまり使わないのかなと思っておりまして、僕、今思いつくのは、刑法上の現場助勢罪とか、そういうものぐらいしか思いつかないんですが、何か機構さんの中で、助勢という言葉には特別な意味を込められて使っていらっしゃるん

でしょうか。

○高橋課長　こちらは厳密に定義づけしているわけではございません。実際に想定しておりますのは、いろんな工事関係の申請ですとか、県ですとか、消防ですとか、そういう機関への関連書類の作成についてで、お手伝いをお願いしますと。

Bにつきましては、特に会計検査院ですとか、そういった官庁対応へのお助けをお願いしたいということを意味しております。

○辻専門委員　「助勢」という単語と「補助」という単語を使い分ける実質的な意味合いはないという理解であっていますか。

○渡辺本部長・理事　若干、ニュアンスとしては、助勢のほうは、作業の伴うところを助勢というふうに使って使っていて、積極的といいますか、関与の程度の低いところを補助というふうに使っているところがございます。立ち会いは、単にいてくれればよいということで補助ですけれども、ここに書いてあるようなこととか、会計検査院の対応なんかは、実際にその人たちが我々と一緒になって、または我々以上に単独で対応する場合がございますので、そこのところは助勢ということになっていると思うので。ただ、厳密にそういう整理で、全部が整理できているかどうか、確認が必要だと思います。それはさせていただきます。

○辻専門委員　できれば、そのあたりのニュアンスをどこかに書き込んでいただければと思います。これは御提案でございます。

一旦、私からは結構でございます。

○川澤専門委員　細かい点も含めて4点質問させていただければと思います。

先ほどのご説明を伺いまして、今回の実施要項で、参照実施計画書ですとかコスト積算書を提示されて、その改善提案を求めるところが特徴かというふうに理解をしたんですが、まさに改善をきちんと実現できるかどうかということが重要かと思ひまして、別添3のところに企画書の作成ガイドライン及び書式というところをお示しいただいているかと思ひます。その際に、今回、コストの削減というところも大きく1つ、ポイントとしてあるかと思うんですが、例えば20ページ、21ページの②-3の(7)の部分ですけれども、直接人件費削減目標ですとか、業務費削減目標といった形で、目標設定にかかわる資料の提出というところがあるかと思ひます。まさに目標を掲げて、それに向けて改善をするというところは望ましいやり方だと思うんですが、目標を示されただけで、実際にその目標をどう達成するかというところを評価する必要があると思うんですが、そ

のあたりの資料というのも、この目標と書かれている資料に含まれるという理解なんでしょうか。ただ数字だけ出すというふうになってしまいますと、どう評価するのかというところは難しいのかなと思ったんですが。

○渡辺本部長・理事 この欄は、まさに先生おっしゃるとおりで、目標だけしかこのところには書いていないんですけれども、提出を求める資料としてこれしかないんですけれども、実際はこれのほかに、今、細かすぎてどれかというのがなくて恐縮なんですけど、実際にこれをやろうとすると、実施計画とか、そういうものが別に出てきますので、それとつけ合わせることによって、これが実現可能かというのを、いつもマトリックス的にそういうふうを確認するというものはできているはずでございます。

○高橋課長 すみません。こちら、企画提案のほうでこういった人件費削減目標を掲げるということは、入札金額にも反映されてくる部分で、入札が終わった後に入札の内訳書をお願いします。それで提示された人件費が、ちゃんと合致しているかを見まして、基本的に札入れした内訳の人件費を契約の金額にそのまま持っていくますので、契約上、ほかの費目から人件費への流用増というのは認めないということになっていきますので、あらかじめ企画提案で削減目標を掲げて、それに見合う札入れをした。達成するかどうかというのは、もうそれ以上人件費は増えませんので。そこはまず達成ということになりますけれども、本件、実費精算方式の委託ですので、例えば途中で、人事異動で若い人に切りかわって人件費が安くなったと言え、そこはもう普通に実費分だけで確定精算しなければ自然減というのも出てくると。一番上限というのは、もう既に札入れ時点で確保されていると。企画提案と札入れ、セットになるというものになります。

○川澤専門委員 そうしますと、入札価格は最大値なわけですけど、それをさらにどう削減するかということの目標を掲げてもらうというわけではないんですね。

○高橋課長 はい、そうです。

○川澤専門委員 わかりました。そこだけ確認を。

先ほどの入札の、今回のポイントでも、対象となる価格で定期的な保守・工事ですとか、そのあたりの業務費は対象外にするというお話あったかと思うんですが、参照実施コスト積算書を拝見しますと、内訳書に記載しておりますのが、いわゆる入札の対象外になる直接業務費は細分化されているんですけれども、まさに対象となる直接人件費ですとか、間接費については内訳が示されていない状況かと思えます。実施要項の27ページですが、間接経費の費目、具体的に示されていらっしゃるかと思えますので、まさに入札の対象と

なる経費をどう削減するかというのを考えたいと思ったときに、これまでの実績の内訳が示されていないとなかなか考えにくいのかなと思います。例えば参照実施コスト積算書で、入札の対象となる費目の内訳も少し示していただくということは可能なのでしょうか。

○渡辺本部長・理事 人件費については、基本的に単価掛ける人数で決まってくるものでありまして、その内訳を示そうとすると、体制がどういうふうになっているか、どういう組織の中で、どういう課があって、そこに何人張りついているかというのがその中身になりまして、それは例えば……。

○高橋課長 例えば実施状況資料集、別添5-3の2ページ、3ページ、4ページ目に、これは実績としてどういう組織体制で、どこに何人いるかというのを示しております。

○渡辺本部長・理事 それは実績なんですけど、対象となる契約の標準実施計画ですけれど、参照実施計画書の18ページに体制と、その人数を書いてございまして、これらを参加者が見たときに、こんなに人がいるのかとか、この部分については合理化ができるんじゃないか、そこのところを出してもらうことを期待しているということでございます。それは、出してくると同時に、どこにそれが書いてあるということとあれですけど、その理由とか、それでもってその効果がどうなるのかということについても言及することによって、我々はそれを評価できると。そういう説明がなれば評価できないという、そういう関係になります。

○川澤専門委員 わかりました。

今の人件費の部分で、確かにおっしゃるとおり、人数掛ける単価というふうになると思うんですけども、その費目の情報がどこまで役に立つかというのはあるかと思うんですけども、費目ベースでいいますと、直接人件費を構成するのが報酬ですとか賞与ですとか分かれていますので、少なくとも費目ベースで少しブレークダウンできるものは内訳書に記載できるのではないかという趣旨ですので、そこはできる得るものがあれば積極的に改善していただいたほうがよろしいのかなと思います。

○渡辺本部長・理事 この部分は、結構、既存の業者の実態をもとに出しているものですから、そういう意味では抵抗のあるところではございますけれども、そういう意味では……。

○高橋課長 これも親会社からの出向人員ですとか、個別の会社の給与水準を開示することになりますし、現行の事業者、新規参入希望者ともに、なるべく公平性を保たせたいという意味合いもありますので、そういうところで、人件費については、情報開示は

慎重にしたいと思っている部分ではあります。

○川澤専門委員 わかりました。

人件費については、おっしゃる側面もあるかと思うんです。ここで参照としていただいているものは、トップランナー方式という形で今回採用していただいています。まさにそこがわかりにくくしている部分もあると思いますので、そこはぜひ前向きにご検討いただければと思いますのと、間接経費とか、そのあたりについては直接的な人件費よりは記載できる面もあるのかなと思いますので、あわせてご検討いただければと思います。

すみません、もう1点、最後なんですけれども、話が若干変わるんですけども、今回、複数基地のグループ化ということではなくて、1基地1単位ということでご説明あったかと思いますが、事業レビューのほうで、そういった複数基地でグループ化といったようなお話もあったというふうに承知しておりますが、まさにグループ化の指摘があったけれども、今回1基地1単位ということにされたご検討の背景と伺いますか、そのあたりを簡単にお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

○西山課長 私のほうから。去年春の経済産業省内の行政レビューの中で指摘をいただいて、委員の結論としては、2つほど大きな指摘をまずいただきました。複数に入札することができるようにということ、それからもう一つは、グループを組んで、ジョイントベンチャーを組んでも入札できるようにすることといったようなご指摘をいただいて、少しでも改善をしよう。それはまさに1社応札が続く中で、多様なジョイベンを組んだりすることによって、1社では能力が足りない場合もあるからということ、そういうことをすれば、例えば既存の事業者と組む、1人だけだとなかなか保安関係のオペレーションができないけれども、ほかの人と組めばタンクのオペレーションはできるんだけれども、保安関係のところは弱いとか、いろいろな相互補完があるからということ。そういう指摘について、今回も全部対応しようということにしております。

他方で、複数基地をグループ化することについては、今一番大きな我々の課題というのは、競争圧力をかけて、できるだけ国民経済から見て競争を働かせてコストを抑えていくということだと思うんですけども、先ほどタンク10万キロリットル、それから船が何万トンという規模で示されたのは35社ということでありましたけれども、複数を束ねてしまうと規模が大きくなりすぎて、逆に入札参加者が減ってしまうのではないかとこのことを懸念したところであります。確かにグループ化を、基地を例えば3つとか4つにまとめるということになれば、落札を誰かができれば、初期の管理コストというのは圧縮の可

能性もなきにしもあらずというふうに思っておりますけれども、他方で、長期的にこれを今後も5年に1回ということですと入札をかけていく中、競争が働かないということが、ずっと既存の、一遍とった人がそのまま固定化してしまうのではないかと、そういう懸念を考えているところであります。

ですから、それ以外の方法で、先ほどJOGMECのほうから申し上げたさまざまな方法をとって競争圧力をかけるという手法をとる、あるいは間接経費のところをダイレクトに削減できるような手法をとるとか、参照コストを示して入札しやすくする。実際に国民経済という観点から見て、国民の利益になる方法をとったということでございます。考え方としては、そうです。

○川澤専門委員 ありがとうございます。

まさに競争性を改善していくというところは、行革を担当されている部署と目的は合致するところだと思いますが、そこはどうか手法をとるところは、今ご検討についてのご説明をいただいたかと思いますが、そこは行革推進本部と単位をグループ化しないで実施をするというところは合意されていらっしゃるというか、調整されていらっしゃるという理解でよろしいでしょうか。

○西山課長 春の指摘を受けまして、春のレビューの公開プロセスの結果につきましては全部反映しているということでございまして、その他、我々もいろいろJOGMECさんとかと検討しながら、まさに国民の利益という観点からできることをやっていくということでございます。

○川澤専門委員 わかりました。

とりあえず以上で。ありがとうございます。

○生島専門委員 ご説明ありがとうございます。

私もコストの部分は、今の川澤先生とダブる部分があるんですけども、一番求められている間接経費の内訳は、もう少し示していただきたいなど。本社賃料とかという部分に関して、情報がないと判断ができないのかなと思うので、そこは重ねてお願いしたいと思います。

それから、直接人件費のほうは、こちらに数字もお示しでございますけれども、なるべく地元の雇用ということで継続されたいということで努力義務もなさっていらっしゃるということなんですけど、現状は、この人件費というのは、正社員の雇用という形なんですか。それとも有期の雇用なんですか。

○渡辺本部長・理事 基地で働いている職員というのは、ほぼ100%正社員でございます。

○高橋課長 そうです。正社員という格好で、最近であれば、定年退職した人を再雇用で雇う、そういう形態も含めて正社員ということにしておりますので、正社員が直接現場で従事する人の分をいいます。

○生島専門委員 具体的には、福井でいえば、福井事業所の下にいる人が現場という理解でよろしいんですか。

○高橋課長 そうです。

○生島専門委員 なるほど。その方々の分が直接人件費という費目の合計金額。

○高橋課長 そうです。

○生島専門委員 なるほど。わかりました。

こちらは、なかなかカットが難しいということではあるんですけども、例えばコスト削減で、間接費もさることながら直接人件費のところを、雇用はするけれども、給与体系を見直すですとか、5年間しか落札期間がないものですから、その5年間、再度入札できたら有期で延長みたいな、そういった契約に直して。そうすると多分、直接の人件費も低く積算して出せると思うんですけども、そういった形でのコスト削減というのは、むしろマイナス評価になるんでしょうか。それとも、そういった形であっても、コスト削減だからプラスの評価になるんでしょうか。

○渡辺本部長・理事 ここで言っている、特に直接人件費対応の体制というものは、基地において、先ほど辻先生からもご指摘ありましたように、適切に行うということとの関係でもって支障がなければ、それが条件になりますけれども、コスト削減ということはありませんので、それはプラスになるというふうに考えています。

○生島専門委員 なるほど。

○渡辺本部長・理事 ただ、そうすることによってモラルが低下するとか、そういうことがあって安全性に悪影響を与えるということはないのかとか、そういうことについてのチェックは我々としてはしたいところです。

○生島専門委員 それは、例えば人件費が1割低い直接人件費が出てきたとして、その積算も人数掛ける幾らで出してもらって、その分、下がってプラスだけれども、有期契約になるけれども、それに対するヘッジはこういうふうにかけていますよというところまで書き込んで出すという形ですか。

○渡辺本部長・理事 書き込んで出してもらおうと同時に、私ども、チェックしたい部分についてはヒアリングをしまして、有効な実現性を確認するというのをさせてもらうということです。

○生島専門委員 なるほど。具体的には有期契約になる場合に、どのような手立てを講じれば危険性がないというか、適切にできるというふうにお考えなんでしょうか。

○渡辺本部長・理事 今考えているのは、先ほど冒頭に申し上げましたように、全ては正社員で行っている状況ですので、任期付職員による安全防災とか、そういう事業というのは、今のところ、我々が関与しているこの部分については事例がないわけです。したがって、そういうことを出してきたときに、アイデアを出したところが実際にどういう事例に基づいてやっているのかというのは、非常に私ども知りたいところでございまして、あわせて、そういう意味では、今、35社という話がありましたけれども、これに参加する可能性があるところ、全体でそういうことをやったときに、どういうプラスの効果があるのか、どういうマイナスの影響があるのかということについても確認をしなければいけないだろうというふうに思います。一般的にどういうことをやるかというふうに、前もって、私どもアイデアがないんですけれども、今先生のご指摘をもとに、何をやるべきかということと考えますと、そういうことをやらなければいけないなというふうに思います。

それで先ほどの話ですけれども、この事業を適切に行われるかどうか、その担保がないと、そのアイデアについて、プラスかマイナスの判断ができないというふうに思っています。

○生島専門委員 なるほど。「適切に」というのが、有期になった場合にどういうふうに適切なところがマイナスになるかというのが、本部長がおっしゃっている「適切に」という部分がはっきりは、どうしても今のお話ではわからないので、その辺、もう少し、多少漠然としているのかなと思うので、その場合に、具体的に有期になるとどのような懸念があるのか、逆にお示しになられたほうがわかりやすいのかなと。今伺いしていると、私は、それは確かに誰でも正規のほうがいいと思われるんだろうなとは思いますが、有期になった場合にどれぐらい安全性に支障が出るかというのは、あまりピンとこない気がしていて、それでモラルが低下してしまうという、有期の人みんな仕事のモラルが低下してしまうということになってしまうので、実際そうでもない部分があると思いますので、現状、世の中でみんなが正社員ではなくなってきたとしても、モラルは維持されてきている部分もあると思います。ベストではないにしてもですね。そうすると、「適切に」とい

う部分というのが非常にファジーで、こちらからすると不安なので、具体的に何が、どのようなことを懸念されているのかをせめてお出しただければ、それを回避するためにはこのような対応策がとれるというのは、入札するほうも出しやすいと思うんですけども、それがなくて本部長おっしゃっている「適切に」、何を心配されているのかが、安全と言われても、ちょっとわかりづらいなというふうに思いまして。

○渡辺本部長・理事 私が申し上げたのは、むしろこちらのほうの評価といいますか、安全の担保という観点から話し過ぎたところがあると思います。先生おっしゃっているのは、入札に参加するほうが、そういうアイデアを出すに当たっての考慮すべきところは何なのかということを示せというお話になってくるというふうに理解するんですけども、非常に……。

○生島専門委員 そうですね。多分、辻先生の部分と重なるんですけど。

○渡辺本部長・理事 おそらくそうだと思います。

○生島専門委員 そこがわからないと、何に対してどういうふうな対策を立てたら自分が加点できるのかわからないと、空をつかむような話になってしまうなと思ひまして。

○渡辺本部長・理事 一応この評価ポイント、評価の内容について、いろいろ羅列をしまして、非常にわかりにくくなっているんですけど、その部分については、ここの組み合わせで考えると、それがわかるとか、そういう整理が実はあるはずなんで、それは説明を今きちっとできないのは問題だと思いますけど。

○生島専門委員 わかりました。実は、まさに今、本部長がおっしゃった部分についてぜひお願いできたらと思ったんですけども、非常にすばらしいたくさん詳細な資料があって大変勉強になるんですけども、まさにいろんなところに大事な情報が書いてあるんですけど、できれば、こちらの実施要項のところ、そこに関しては別添5-1の何ページから何ページに該当部分がありますよみたいなリファレンスをつけていただくと、ぼんぼんと飛んでいる部分がございますので、評価基準はここ、過去のコストも知りたいし、1つの項目で知りたいことというのは幾つかあると思うんです。それがばらばらになっているので、それがリンクであるといいなと。もっと言えば、辻先生おっしゃったように、それがネット上というか、データ上であれば、そのリンクを押せば、すぐぱんと飛べるので、それぐらいないと、短い期間でこの新規の業者さんが勉強して計画をつくるというのは、相当その部分に関してサポートがないと、このように毎回、本部長に手取り足取り教えていただければいいんですけども、わからないと、今もそれを探すだけでも、

ずっと探すんですね。どこに書いてあるんだらうというところがあって。

例えば、簡単かもしれないですけど、実施要項の24ページで、1.3で創意工夫の発揮可能性で、企画書に基づき実施するものとするということなんですけど、そうすると、企画書のモデル例というのが、企画書の作成ガイドライン及び書式だと思うんですけども、それもここを見ただけだと、こっちを先に読んだときに、モデル事例というか、どこに書いてあるのかなという疑問が出てくるので、そうすると、それが別添にありますよというのがあるだけでも、既存の方じゃなくて、新規の方にとっては全然違うんですね、勉強するときに。瑣末かもしれないんですけども、実施要項（案）を見れば、全て、どこの資料のどこに書いてあるかわかるリファレンスがあると大変ありがたいなと思いました。

○渡辺本部長・理事 内容も理解できましたので、検討します。

○生島専門委員 ありがとうございます。

○高橋課長 すみません、先ほどの有期雇用につきまして、これうちの契約というのは5年単位で行っておりまして、次にとれるかどうかのかわからないというところで、労働法制との関係もあって、うちがどの程度まで求めているのか。むしろ会社のほうから提案を受けたいというのが、これまでの考えです。こういう場合というのは、提示する具体例とか、そういうのがうちのほうから示しにくいという現状もあります。創意工夫をうちが求めたいという部分でもありますので、この辺が、うまい言葉を挿入できるかどうかというのが、ちょっと難しい場合も出てくるかもしれません。

○生島専門委員 なるほど。ただ、5年契約の入札なので、やっぱり有期雇用のほうが新規の方にとっては、普通に考えたらリーズナブルとか、次、とれなかったときにずっと正社員が雇用して、その人たち、どうするのというところが出てくると思うんですね。そうすると、合理的に考えても、自然に出てきてもおかしくないアイデアだと思うんですけど、それに対してもしご懸念があるのであれば、そういうことの場合はこういう懸念があるみたいなことを参考でも、どんな形でもいいんですけども、あったほうがわかりやすいのかなと思います。

○渡辺本部長・理事 あったほうがわかりやすいし、有益だということを非常に理解できるんですけど、それを実行しようとするといろいろ難しいところがありますので、それも含めて検討させていただきます。特にこの事業自体が、入札の仕方としては、今までやってきたのは我々のやり方なんですけど、それに対するアイデアを出してもらうということ

なので、まず出発点は、改善提案というのをなるべく出してもらえるようにするというのを我々はしなければいけない。そのためにはそういう手法も入れなきゃいけないと思うんですが、出してくる提案はちゃんとできるかどうかについて、出てきた提案ごとにチェックをしていかなきゃならないというのもありまして、そのほうが実は効率的だなというふうにも一面考えているんですね。手続きに対するやり方としてですけども。その辺のところではどうか、どちらのほうが効率的なのかなということも含めて、これを検討しなきゃいけないだろうなというふうに思っています、なかなか難しいかもしれないです。ケースそれぞれについて、ここであればオーケーだというふうにしますと、このような評点のチェック項目の立て方とまた変わってしまう可能性があります、そこまでやってしまうと、非常に設計側の思想が大分影響されるところもありますので、それも含めて考えないと難しいかなという気はします。

○生島専門委員 具体的なお懸念事項が、可能な限り列記されたほうがいいかなと。

○渡辺本部長・理事 それからあと、どこにそれが関連するところを書いてあるのかということだと思います。

○生島専門委員 そうですね。よろしくお願いします。

○高橋課長 わかりました。3年超える場合は無期雇用にしなければいけないという、いろいろな制約も出てきますので、ちょっとすいません、検討を……。

○生島専門委員 わかりました。そうか、3年でしたね。

○浅羽副主査 ご説明いただきありがとうございます。私から2点伺いたいと思います。

まず1つ、今回、複数の基地への応札を可能としたということが目玉の1つであるというように伺いました。これに関してなんですけれども、方向性として私もそれは賛成ではありますが、ただ、現状において受託している業者さんが同一のグループに属しているケースが多いということを押見しております。それはそれぞれの会社のウェブサイトに行ったら、一発でどこのグループかというのがわかります。そのときに、同一のグループに属する企業が2社応札してきたといったような場合もオーケーというふうに考えているのでしょうか。といいますのも、私どもこういう仕事をやっていて、確かに1社応札よりも複数応札のほうがいいと思います。ただし、別に御社がどうこうとか、あるいはほかのどうこうとかいうのではないんですが、競争性の働かない複数応札があるような気がするケースがあるんです。明確に言えないですけどね。それは一種、複数でないといけないような場面で、そういうような相通じるもの同士がという場面があるのかなと思わない場

面がないではないです。今回伺いますと、私、35社の内訳はわかりませんが、少なくとも今やられている業者の中には、すごく有力になると思います。こういう複数をオーケーとしました場合に、そういうケースが発生しないとも言えないんですけど、そうしたところの検討というのはいかがだったかということ、まず1つ伺いたいと思います。

○渡辺本部長・理事 今、私どもが知り得ている情報というのは、入札後のアンケートである程度の、そういう大手のところも含めてやっているんですけど、ここには書いていませんけれども、全く関心がないというのは一番多くございまして、何かというと、自分の本業に専心したいという言い方の人が結構多いんですね。参加しようと思うんだけど、参加できない理由があるよということで、先ほど申し上げたようなことが出てきているということでございます。

そういうのをざっと見ていきますと、必ずしもこの事業が魅力的で独占するような参加の仕方をしたいというところが、今のところ、我々としては全く感じられないものですから、それよりは競争を活発化させるという意味で、1社で余力のある人は、せめてイメージとしては2カ所ぐらいとか、その程度のところで一緒にやれるとか、そういうことぐらいしかイメージしていません。

今先生おっしゃったように、それが検討違いで、実は独占的に全部をとろうとかというところが出てくる可能性はないかと言われますと、それは想定していないというところですが。

○浅羽副主査 独占の問題もあろうかと思いますが、ただ、現実には結構な比率が同じグループで、もう既にとっているということも拝見しておりますので、それよりは、私がちょっと懸念したのは、やらせ的な応札にならないかなと、そんなことはまさかないよなと思いつつも、伺ったのが1つです。ただ、そこはどうかというものではないと思いますので、さすがにそんなことはないだろうと思いますが、そういうような懸念もちょっとこういうことでありますということをお願いしておきたかった。これが1つ。

あともう一つ、西山課長がコストを削減して国民負担をできるだけ軽減しようと、これはもちろんそのように努めてくださって、私も全面的に賛成するところです。ただ、それであるならば、価格点と技術点のバランスが100対200、今回それに加点が新しく出て、事実上、技術的なものは213対100というようなバランスになっている。このところを、もちろんこれだけ大事な、絶対ミスのあってはいけない、国家としても絶対ち

やんとやらなくちゃいけないような仕事なので、技術のところを重視したいのはわかります。ただ、価格というようにことでメッセージを発するのであれば、その配分を1対1にするということも考えられないではないと思います。そうした検討は今回なかったかということについて伺いたい。いかがでしょうか。

○渡辺本部長・理事 本件は、実態としても、価格の上で差というのは非常に小さいのが実態でございまして、これはどういうことなのかというのはちょっとわからないんですけど、私どもが示している、参照実施コスト積算書というのがまず示されているわけで、これについて価格をどのぐらいまで下げようかとしたときに、もう一つ私どもが言っているのは、価格の裏づけとなる技術的な提案というのがどういうものかということを出したというふうに言っていて、そのリンクが必ず求められるということからいきますと、コストに影響が大きい提案もあれば、コストの影響は少ないけれども、技術的に革新があつて、安全性とか、そういうものを向上させるものがあるというような、大きく分けて2つの種類のものがありますと、圧倒的に多いのは、実はかなりコスト削減はマージナルになっていて、今も課長おっしゃったように、いろんな手練手管で、ちょっとでも下げようということを努力しているぐらいの話なものですから、どちらかというと、差が出るのは技術のほうかなと。技術のほうは、確実性とか、品質とか、そういうものについてかなり吟味しないと実際の安全性とか、そういうものに影響しますので、そのところをきちっとやらないといけないというので、比率からいっては、前から1対2といたしますか、100、200というのをベースにずっと考えているというところでございます。

これが一般競争入札になったときに、予定価格を我々つくるんですけど、予定価格は、この中にも実は記述がございましてけれども、私どもが示した参照実施コスト積算書の価格に対して、我々が期待するコスト削減額を加味して出しますよと。ただ、その中身は公開しませんというふうにしているわけですけども、それをにらんでどのぐらいに抑えてくるかなというので、単純に価格でいった場合には下げ幅が下がるとは思いますけど、もう一つのほうが、きちっと実現性とか、価格を下げたことの裏づけとか、そういうもののほうがきちっとしていないといけないという意味で総合評価にしているわけですから、その部分の比率はどうしても高くなる感じですね。それを変えるべきかということについては、今のところそういう感じでもう少しやりたいなというふうに思っています。

○高橋課長 すみません。この比率ですけども、管理コストと財産ですとか周辺の安全を守る、被害を最小限に食いとめるという部分のバランスも出てくるとは思います。国備1

0 基地分、国家備蓄全体で数兆円規模の原油ですとか施設、財産を抱えておりまして、例えば安全能力はちょっと落ちるんだけど、安いからそっちがとれちゃいました、結果、爆発等への初期防御できなくて著しい住民への被害を出してしまったですとか、そういったところの影響がかなり大きくなると思っております。もちろん定期的な維持管理コスト、ちゃんとこういう方式で工事指導するとか、能力も大事ですけども、事故が発生した場合の損害を最小化できるか、そちらとのバランスも考慮しなくてはならないと思っております。

○辻専門委員 私からもう1点お願いいたします。資料でいいますと、別添5-1でございます。先ほどお伺いしました102ページ目でございます。今回の企画の公共サービスの質として、1番と言わなくても2番目ぐらい、わかりませんが、かなり重要な部分として、この保安関係の部分が重要かと認識しております。こちらの102ページの3.1、警備業務という部分を拝見しますと、ここにも先ほどの適切な警備を実施することという形でまとめられてございまして、内容も、たった3行だけでございますので、こういったものが適切な警備かちょっとわかりにくい方もいます。そこで、可能であれば、どのようなレベルの警備を具体的に要求するのか、何を参照すれば適切というふうに評価できるのか、このあたりをもうちょっと、できれば書き込んでいただければと考えました。

ちょっと細かいお話なんですけれども、おそらくこれはオイルタンカーから石油を持ってくる都合上、海沿いに設置されているかと存じます。警備の対象は、陸上と海域と書いてございますが、この海域という単語の中には海中も含まれるのでしょうか。

○高橋課長 これも含みます。海底配管の関係もありますので。

○辻専門委員 おそらく海中の警備というのは、かなりまたコストがかかったりすると思っておりますので、具体的にどういうことをやってほしいのか。それから、もしくは海中の警備に、最近、特殊な機械を使って海中を監視できる機械もあると伺っておりますので、そういう機械があるかどうか、もし保安上、可能であれば、こういう機械を使ってもらいたいとかということを書いていただくことをご検討いただければと思います。

それから、2点目なんですけど、今回のこの事業はものすごく国にとって大事な事業だと理解しております。国益に直結するとか、国益の根底部分を支えている事業だと認識しております。有事の際の日本国の政策決定にも影響を与えるぐらいの重要性があるのかなと思ったんですが、それを踏まえて念のためお伺いするんですが、この受託業者選定に当たって、いわゆる外資規制とか従業員、従事者の国籍要件とかに関してもひよっとする

と議論をされていらっしゃるのかなと思ったんですけども、この方面からの何か議論をしたことがあるのであれば、可能な範囲でお聞かせいただければと思います。

○渡辺本部長・理事 私どものほうで参加資格要件を立ててございますけれども、あからさまにそういうものを排除するという表現には実はなっていないで、この中で石油コンビナート等災害防止法の特定事業所をやっている人というふうになっていますけれども、これはひとえに日本国内でこの事業をやっている法人というふうに限定されまして、まさに外国にいる、日本で事業をやっていないところについての参入はできないというふうにしております。

○辻専門委員 日本で登記していればいいという話なのか、それとも……。

○渡辺本部長・理事 日本で登記だけではなくて、石油コンビナート等災害防止法による第1種特定事業所、特定事業所かな、の事業をやってなきゃいけませんで、規模はそんなに大きくないですけど、これはまさに実態としてそういう仕事をちゃんとやっている日本法人であるということが要件です。

○辻専門委員 日本法人というのは、株主の……。

○渡辺本部長・理事 失礼。外国法人であっても、日本で事業をしているということですね。

○辻専門委員 ポイントは、おそらく外資、株主の構成だと思うんですけども、そのあたりは議論されるのでしょうか。

○高橋課長 すみません。我が国の安全を脅かすおそれがないことというのも求めておりますので、例えばスーパーメジャーが出資する日本法人であれば、ある程度大丈夫だろうという評価にもなると思いますけれども、仮に、ちょっと懸念のある国の資本が迂回して入っているとかいうところが見えれば、それはまた、その評価はどうするかという判定にいくと思います。

○辻専門委員 評価項目にそういう項目があるんですね。

○渡辺本部長・理事 評価項目ではなくて入札参加資格ですので、要項の30ページと31ページなんですが、30ページの(10)の①というのが、先ほど申し上げた石油コンビナート等災害防止法、それからもう一つは、31ページの(13)に国の安全や公の秩序の維持を妨げるおそれのある者でないことという、この組み合わせになっていまして、石油コンビナート等災害防止法の特定事業所に関していえば、外資であることを排除要件とはしていません。そういう意味では、株式よりも、どっちかというところ、こういう法に基

づく事業をやっている、実際は地方、地方の消防本部とか、そういうところが管轄しているんですけど、そういうところの安全についても、事業の継続についてもきちっとしているということを認めている者であれば、ここの参加資格を付与するという事はやぶさかじゃないということです。

○辻専門委員 先ほど申し上げた従事者の国籍要件とかという部分はいかがですか。

○渡辺本部長・理事 従事者国籍要件は、一切設けてはいません。

○辻専門委員 わかりました。

○尾花主査 すみません。では、最後に1点だけ。さまざまな工夫をしていただいたのは実施要項を拝見してよくわかったんですが、これでもだめなときにもう一つ打つとすれば、非常に受託者が受けにくい業務を分離して、全く委託しないという手法が考えられるんですけど、この多種の業務の中でそれが唯一考えられそうなものはございますか。

○渡辺本部長・理事 非常に難しく、客観的に見た場合には、先ほど出ました3つの業務のほかに附帯業務として何があるかという、例えば食堂とか、住宅が国有財産として付与されていますので、その管理とか、あることはあるんですけど、ただ、この事業は、経緯のところでご説明したように、もともと1つの工場単位であったものを、そのまま範囲として踏襲して現在に至ってしまっていて、1つは、改善提案をするときに1つの工場として見たときに、例えば社宅管理とか食堂管理というのは、どういうふうに改善できるかなということも考えていただきたい。例えば社宅は使わないとか、食堂は使わないというようなことも改善提案になる可能性があるということからいって、それは入れておいたほうがいいんじゃないかなというのが1つと、それからもう一つは、安全の話でございまして、例えば労働安全衛生法の総括安全衛生管理者の考え方とか、石油コンビナート等災害防止法の自衛防災組織の指揮権を持つ防災管理者の考え方というのは、それらはいずれも、この基地全体を統括する者が見つかりにくいことになってしまっていて、そうしますと、例えばその基地の中での安全規程とか、そういうものというのは彼らがつくって、そこに出入りする人たち全体を管理できるということが必要になってくるんじゃないかと思っていますし、我々もそれを期待しています。そうした場合には、そういう者が自ら発注して、指揮命令系統の中にちゃんと組み込んでやるというのが一番理想的でありまして、だけど、そんなの枝葉末節だからというのは私も頭にあるんですけど、一番の理想は、やっぱり指揮命令系統の中に入れておくというのが一番わかりやすいし、安全管理に向いているんじゃないかなというふうに思います。

特に、これは大きく分けると、運転と施設管理というのは全く区別の業務なんですけど、これらは相互に関連がまたありまして、全く分離すると非常に危ないとか、事例としては、例えば工務といたしまして、施設整備をやる人間が工事をやっていたんですけど、そこで実は運用上やらなきゃならない措置というのがありまして、それは気がついていたんですけど、遅くなっていて、オペレーションの運転業務のほうに連絡しなかったということで、ちょっとの時間の間に油の漏れが生じたりということもありまして、これは、そういう意味では、お互いの連絡体制を強化して設備的にも対応するということをやらなきゃいけなかったというようなこともございまして、まさに同じ指揮命令系統の中にあっただとしても、そういうそごが生じるということが現実にありますので、なるべくならば、もともとあった工場全体のまとまりというのは、できるだけ一緒にしておきたいというのが発注側としての気持ちでございます。

○尾花主査 わかりました。ありがとうございました。どうぞ。

○辻専門委員 すみません、これが最後です。別添の2の約款の、ずっとおめくりいただいて後ろのほう、41条でございます。管轄裁判所の条項でございますが、これは原案ですと、多分、この企画は日本中の会社さん相手になされると思います。おそらく趣旨としては、東京地裁だけでやりたいのかなとお見受けしますので、もしそうであれば、専属的合意管轄という形になさったほうがいいのかと思いますので、このあたり、ご検討いただければと思います。

以上です。

○渡辺本部長・理事 ありがとうございます。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 ございません。

○尾花主査 今回、議論の中で、備蓄基地における業務の規模・束ね方について意見がございました。将来的なご提案とはなりますが、今回は情報開示を極めて充実化してくださるなど、競争性改善についてご努力いただきましたが、もし今回の実施要項（案）による入札の結果、競争性の問題が残るようでしたら、今回いろいろ議論された複数基地の契約の包括化とか業務の分割発注等を引き続き競争の改善に向けてご検討の1課題としていただければよいかと思います。

それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了し

たものとして、改めて小委員会を開設することはせず、実施要項（案）の取り扱いや管理委員会への報告資料の作成については、私にご一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○尾花主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等について何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

（石油天然ガス・金属鉱物資源機構退室）

以上